様式第6号（第7条関係）

家庭的保育事業等認可（制限・停止・取消）決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

小野町長　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　　月　　　日付けで認可した家庭的保育者等について、小野町家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱第７条第１項の規定により（事業の制限・事業の停止・認可の取消）を決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 |  |
| 処分（制限・休止・取消等） |  |
| 処　分　期　日 |  |
| 処 分 の 理 由 |  |
| 指 示 事 項 等 |  |

教示

１　この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、小野町長に対して異議申し立てをすることができます。

２　処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は小野町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。